

任期付職員（貿易管理・投資管理に係る法律実務経験者）の募集について

令和 7 年 3 月 2 1 日

安全保障貿易管理課・国際投資管理室

貿易管理・投資管理は自由貿易の基盤です。経済産業省貿易管理部では、外国為替及び外国貿易法の規定に基づき、貿易管理・投資管理の制度設計及び運用を担当しているところ、これらの業務を担当する職員を募集しております。採用を希望される方は、以下の要領によりご応募ください。

1. 応募資格

弁護士法人等において貿易管理・投資管理に係る法律実務の経験を有し我が国における法曹資格を有する者又は当該分野における専門知識・経験を有し、業務に関心を有する者。

※次のいずれかに該当する者は応募できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

②一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

2. 募集人数

課長補佐級 1 名

3. 採用期間

令和 7 年 7 月頃から 1 年間を予定（本人の希望等を踏まえ、延長の可能性あり）。

4. 待遇

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律により、任期付の国家公務員として採用します。給与は、実績等を考慮の上、決定します。勤務地は経済産業省本省（東京都千代田区霞が関）、通常の勤務時間は 9：30～18：15（週 5 日、土日祝日を除

く) となります。

5. 業務内容

以下の(1)～(2)の業務範囲を想定していますが、全体の業務の状況、本人の希望等を踏まえて決定します。業務には英文資料の読解や作成を含みます。

(1) 外国為替及び外国貿易法の規定に基づく投資管理・貿易管理に係る企画立案、制度設計(改正法施行後5年後見直しの検討を含む)、個別案件の審査・誓約に係る法的観点からの助言等

(2) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(経済安全保障推進法)関係の法的観点からの助言等

6. 応募方法

①履歴書(写真貼付)

②職務経歴及び応募理由書(A4判用紙1～2枚程度にまとめたもの。様式自由)
を郵送又は電子メールにてご提出ください。

7. 応募締切

令和7年4月21日(月)(郵送の場合は必着)

8. 選考方式

書類選考の後、若干名に対し面接を行います。書類選考には1～2週間程度かかります。面接の連絡は、書類選考を通過した方のみに行います。

なお、応募があったものから書類選考を行うため、応募締切以前であっても面接の連絡をすることがあります。

9. その他

応募者の秘密は厳守します。応募書類に記載されている個人情報は、この採用選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。また、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

10. 応募書類の提出先及びお問い合わせ先

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 国際投資管理室
担当：門野、菊池

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電 話 03-3501-2800
電子メール : exl-anpokanri@meti.go.jp